



2017年 3月7日

予算委員会における「森友問題」についての質疑



不透明な土地取引やあいまいな答弁によって複雑化している森友問題について、事実確認を行うことにより問題点を整理するとともに、今後の対応について政府に求めました。

まず、今後の文部科学省としての入学予定者への配慮を求めた上で、大阪府私立学校審議会の議事録をもとに認可に至るプロセスの問題点を指摘、なぜ慎重論が相次ぐなかで「条件付きで認可適当」となったのか確認を行うとともに、大阪府の私学審議会と私学課の参考人としての招致を求めました。また、校舎の建築費について国の査定金額と森友学園から大阪府への報告金額に大きな開きがあるという点についても指摘し、大阪府の担当者の参考人招致を求めました。

また、小学校予定地の敷地から出た廃棄物の問題等についても確認しましたが、あいまいな答弁の繰り返しに終始しました。本来、予算委員会では建設的な政策の議論をすべきであり、早急に参考人を招致することにより、この問題について事実関係を明確にすることを要請しました。

来週、3月13日(月)に行われる予算委員会集中審議において再度質問立つ予定であり、安倍総理の姿勢を質すとともに、真相究明に努めて参ります。

2017年 3月9日

厚生労働委員会「大臣所信に対する質疑」

厚生労働委員会「大臣所信に対する質疑」において質疑を行いました。

まず、国民皆保険制度の維持を大前提とした上で、一部の革新的医薬品により医療費が圧迫されている問題について政府の認識を質しました。医療費に占める薬剤費の問題、オーファンドラック(希少疾病用医薬品)の薬価の考え方、医療費抑制と研究開発促進の両立をどのように図るのかなど、具体的な議論を行いました。

塩崎厚労大臣からは、「効果は高いが価格も高い薬が国際問題になっており、研究開発費とどう折り合いをつけるかが問題」さらに薬価制度抜本改革について「新薬創出・適応外薬解消等促進加算もゼロベースで見直すなど、費用対効果をしっかりすべきだ」と、前向きな答弁がありました。

また、社会保険の適用拡大に伴う課題について政府の認識を質しました。適用拡大後の適用人数が予測値より約5万人少なく、分社化などの適用逃れが行われているのではないかと、106万円の壁による就労調整により人手不足になっていることなど指摘し、現場の声を踏まえた政府の対応を求めました。政府からは「適用要件に誤解のないよう周知徹底することが重要」との認識が示されました。

さらに、本年4月より500人未満の事業所での適用拡大が始まることに対して適用人数の把握の進め方について確認するとともに、任意適用では社会保険加入が進まず、大手との格差が固定化しかねないことを指摘。政府からは、「全200万事業所へのリーフレット配布など、利用拡大に努めている」との答弁がありました。

最後に、定年年齢の考え方について意見交換しました。負担と給付のバランスをとるためにも、平均寿命の伸びに合わせ「何歳まで働くのか」の議論の必要性について意見交換を行いました。塩崎厚労大臣からは「一人ひとりが公正に評価され、年齢に関係なく能力を発揮できるエイジレスな社会にしていくことが重要」との認識が示されました。

これからも現場の声を政治に届けるべく努力してまいります。



2017年 3月13日

予算委員会「集中審議」における質疑



先週に引き続き「森友学園を巡る国有地売却問題」について質疑に立ちました。この問題は様々な問題が複合的に絡み合っていて、混乱を呈していることから、立法趣旨に則り再確認する意味で質問を行いました。

安倍総理は籠池氏を訴えないのか、土地を競売に付さなかった理由、会計法上、手続きに瑕疵はなかったのか、更に政令に定める財務大臣との事前協議が適切になされていたのか、などを確認しました。

続いて、専門家でもない大阪航空局が過去に例のない地下埋設物の調査・見積りを行った理由、森友学園が行った地盤調査報告書の内容との矛盾、8億1900万円の撤去・処分費用の根拠などについても再確認しました。さらに、売却価格の8億円以上もの大幅な値引きについて国有地売却を審議する国有財産近畿地方審議会に諮らず、近畿財務局長により決済されたことなどを明らかにすることができました。

テレビをご覧になられた皆さまも感じておられるでしょうが、いずれの質問に対しても財務省・国土交通省共にあいまいな答弁に終始していて、未だ真相の解明には至っておりません。しかし、1ヶ月以上にも及ぶ衆参での審議によって、少しずつ問題の本質が明らかになりつつあります。今後のポイントは、当事者の国会への参考人招致ですが、自民党、公明党が拒否しているため、膠着状態に陥っています。あいまいなままでの幕引きとならないよう、引き続き追求を強めてまいります。

2017年 3月30日

厚生労働委員会での質疑

厚生労働委員会「雇用保険法等の一部を改正する法律案」の審議において質疑に立ちました。

まず、雇用保険の国庫負担と給付水準のありかたについて質問しました。雇用情勢の好転により財政状況が改善し、積立金が過去最高水準に達した今こそ給付水準を本則に戻すべきであることを強く求めましたが、塩崎厚生労働大臣からの答弁は「更なる基本手当の拡充は早期再就職の阻害要因となるため、慎重に対応しなければならない」とのことであり、雇用のセーフティーネット拡充に消極的な姿勢に終始したものでした。また、国庫負担の停止に向けての議論について厚生労働大臣の認識を質しました。雇用に対する国の姿勢を示す意味からも応分の国庫負担は不可欠ですが、今回の法改正により国庫負担はほぼゼロとなります。このままなし崩し的に国庫負担が停止されることのないよう確認答弁を求めたところ、一応大臣からは「今回の国庫負担引き下げは3年間の時限措置であり、基本的な考え方は不変である」との答弁がありました。

このほか、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を「倒産・解雇等並み」にする暫定措置を恒久化し、多様化する働き方に対応するためにも今後の法改正の中での検討を求めるとともに、有期雇用労働者の雇用保険給付について現場の問題点を指摘し政府の見解を質しました。大臣からは、多様な労働移動に対して「更に何ができるか検討を進める」との答弁がありました。

また、専門実践教育訓練対象講座の見直しについて、人手不足が深刻化し長時間労働が慢性化している業種を対象とした講座設定を行うことにより人手不足対策を行うことの必要性を指摘し、大臣から、「しっかりと受け止めて検討する」との答弁を引き出しました。

その他、雇用保険2事業の理念、育児休業期間延長を行う理由等について、働く者の立場からの意見や現場の声を政府に伝えました。

その後の採決では、上記の指摘を踏まえて7項目の附帯決議を付した上で民進党は原案に賛成。本法案は賛成多数で可決されました。